

ストレスチェックの点検15項目

～担当者が今踏まえておくべき重点事項の問答集～

一般社団法人ウエルフルジャパン 代表理事 畑中 伸介

■計画的にミスなく取り組むために

いよいよストレスチェック制度が始まりました。読者の方々の会社の中には、すでに実施された会社もあるかもしれませんが、多くの会社では、まだいつ実施しようか、どこにお願いしようか等、様々な疑問を持ち、悩まれているのではないのでしょうか。

筆者が代表を務める一般社団法人ウエルフルジャパンには毎日多くのお問い合わせをいただいております。例えば「嘱託産業医が実施者になってくれない」「いろいろな業者からストレスチェックの営業を受けているがどこが良いのか分からない」というような質問が多々見られます。

そこで、本稿ではそうした質問の中でも、特に多くいただいた相談や多くの読者の方々も疑問に思っているであろう点をQ&A形式でまとめ、できるだけ分かりやすく解説してみましたので、ぜひ参考にしていただければと思います。

ストレスチェックを初めて実施する場合は、準備を始めてから実施するまでに少なくとも4ヵ月は要しますので、まずは実施したい時期を早々に決めていただき、計画的に必要なストレスチェックを実施されることをお勧めします。

目次

- Q0 そもそもストレスチェックって何ですか？
- Q1 会社が最低限しなくてはいけないことは？
- Q2 質問票を選ぶ際に法令遵守のため確認すべき点は？
- Q3 50人以上の事業所で実施しないとどうなりますか？
- Q4 50人未満の会社は実施しなくても問題ありませんか？
- Q5 ストレスチェック実施者とは何をする人ですか？
- Q6 個人結果通知に医師等実施者の記名・押印は必要ですか？
- Q7 当社産業医がストレスチェックに関与してくれないのですが？
- Q8 厚労省版無料プログラムを使う際の注意点は？
- Q9 ストレスチェック実施の予算はいくらぐらいですか？
- Q10 実施すればメンタルヘルス不調者の発生を防げますか？
- Q11 外部委託業者の選定ポイントは？
- Q12 事業所の代表者を実施者にはいけませんか？
- Q13 社員である保健師を実施者にして問題ないですか？
- Q14 ワンストップでアウトソーシングしたいのですが？
- Q15 受検しない従業員がたくさんいても問題ないですか？

■畑中 伸介 (はたなか しんすけ)

一般社団法人ウエルフルジャパン 代表理事 社会保険労務士・メンタルヘルス法務主任者
1995年専修大学卒業、1997年國學院大學修了後、家業である神主として奉職しながらも、2002年社労士事務所開設、2006年(株)播磨シナジーサポート設立、同年(株)あいむ介護サービス設立。
2011年大宮八幡宮宮司就任、2014年(株)ウエルフルジャパン設立に伴い、代表理事就任。
<http://www.wellfull.jp/>

